

3. 1. 3 BSE 検査対象月齢の見直しに伴う定性的リスク評価

(たたき台としての記入例)

シナリオ 1. 全頭検査

	2005年2月現在→	月齢	0~20	21~36	37~
		出生月	2003.7~	2002.3~2003.6	~2002.2
生牛における異常プリオンの蓄積	感染率		無視できる	無視できる	非常に低い
	蓄積量		無視できる	無視できる	少ない
ELISA テストによる陽性牛検出			過去に非検出	過去に非検出	過去に検出
食肉へのBSEプリオン汚染	汚染率		無視できる	無視できる	無視できる
	汚染量		無視できる	無視できる	無視できる

シナリオ 2. 21 ヶ月齢以上の検査

	2005年2月現在→	月齢	0~20	21~36	37~
		出生月	2003.7~	2002.3~2003.6	~2002.2
生牛における異常プリオンの蓄積	感染率		無視できる	無視できる	非常に低い
	蓄積量		無視できる	無視できる	少ない
ELISA テストによる陽性牛検出			非検査	過去に非検出	過去に検出
食肉へのBSEプリオン汚染	汚染率		無視できる	無視できる	無視できる
	汚染量		無視できる	無視できる	無視できる

カテゴリーの種類

感染率 無視できる、非常に低い、低い、中程度、高い、非常に高い、不明
 蓄積量 無視できる、非常に少ない、少ない、中程度、多い、非常に多い、不明

定性的手法による総合的に評価

~~①飼料規制、②BSE検査、③解体法の改善、④SRM除去などリスク低減措置の実効性を総合的に評価することで推定する。~~

~~①飼料規制、~~

~~②BSE検査、~~

21ヶ月齢線引きに関するリスク

—増加する

—変わらない

—不明

~~③解体法の改善、~~

④SRM除去などリスク低減措置の実効性

総合評価の意味、線引きを切り離さない

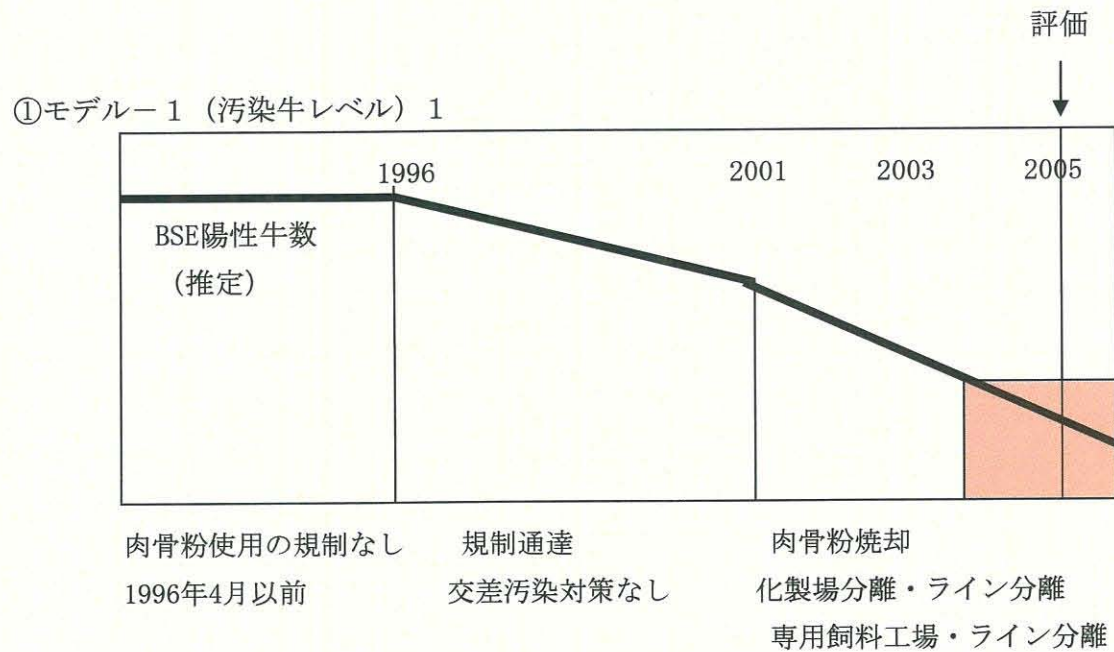
実効性の検証が必要

3. 1. 4 定性的リスク評価による検査月齢の見直しに関する見解

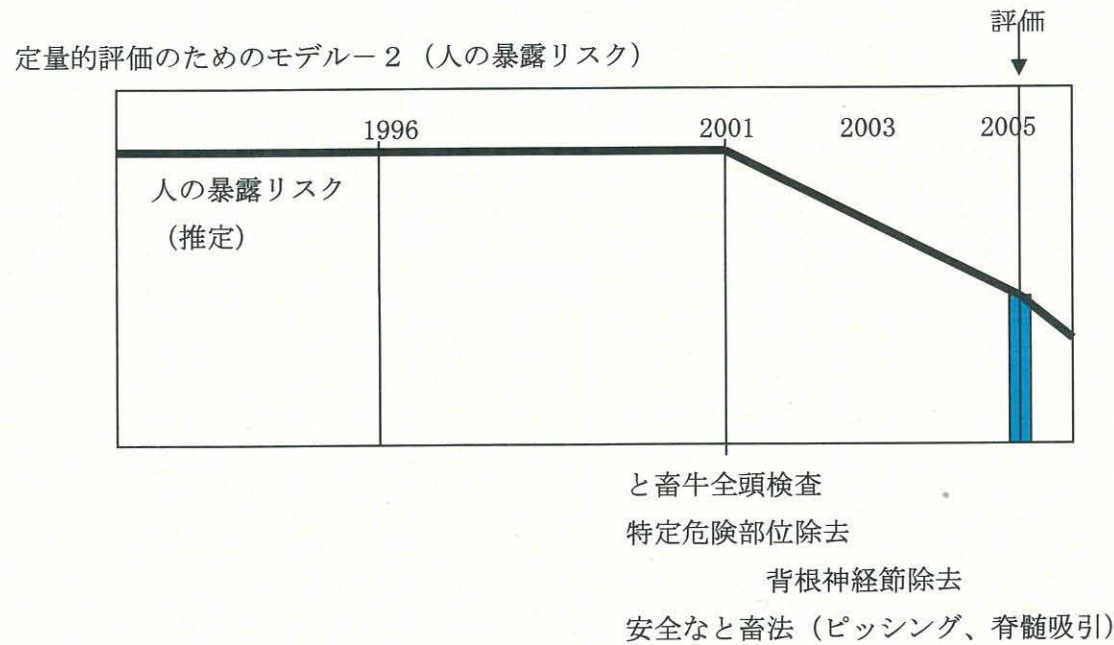
3. 2、 BSE検査月齢の見直しにかかわる定量的リスク評価

3. 2. 1 暴露リスクの面からの評価 **BSE検査月齢の見直しにかかわるリスク評価** (試算)

3. 2. 1. 1 評価モデル



月齢による線引きで定量リスク評価の対象となる牛は 2003 年 6 月以後に生まれた 20 ヶ月齢以下の牛である (四角で囲まれた部分)



2003年6月以後に生まれた20ヶ月齢以下の牛に由来するリスクに対して、2005年現在の人の暴露リスクを考慮して、総合的定量リスク評価を行う。

・なお、前述したように定量的リスク評価を行う場合、感染源となるBSEプリオン量の面から推測する暴露リスクの検討と、BSE検査とSRM除去によるリスク低減効果の確率論による検討の両面から行う。

定量評価のモデル1に関する考えかた

①わが国のBSE汚染規模の推定

- ・得られるデータは2001年10月より行われたと畜場の全頭検査データ
- ・2002年より実施された死亡牛検査、ただし24ヶ月齢以上の死亡牛の全頭検査が開始されたのは2004年4月以降である。
- ・わが国のBSE汚染規模を推定するためのモデルには2001年、2002年のEUでのBSE検査成績を用いる。異常牛、死亡牛コホートの陽性率に関してもEUの2001、2002年のデータを用いる。

②1996年4月から2001年10月の肉骨粉使用全面禁止までの肉骨粉使用禁止通達の有効性に関しては、農林水産省の調査によれば、1997年以後の牛への使用はゼロになっている。現在BSE陽性個体は14頭検出されているが、このうち10頭は1996年の禁止通達が行われる以前の生まれである。2頭は1999年、2000年生まれ、後の2頭は2001年の全面使用禁止後の生まれである。

- ・欧州各国の肉骨粉使用禁止措置はわが国と同様に2種類に分けられる。

第1は反芻動物由来の肉骨粉の反芻動物への使用禁止である。この措置では牛由来の肉骨粉の交差汚染を防止することは出来ない。疫学的にこの措置の有効性は措置をとる前に生まれた牛のBSE陽性数と措置後に生まれた牛の陽性数の差として考えられる(born after ban: BAB)。

・しかし、トレーサビリティが確立していない状況では、陽性牛の正確な生年月日を把握することは出来ない。その場合はBSEの平均潜伏期5年を加算して、評価する必要がある。

・また、欧州諸国では1999年、あるいは2000年にBSEの迅速検査法を導入し、受動的サーベイランスから能動的サーベイランスに切り替えた国が多い。この場合はデータの互換性がないので、検査法の切り替え前後のデータに関しては、前は前、後ろは後ろの期間に限って評価する。

・第2は反芻動物由来の肉骨粉の焼却を義務づけ、いかなる動物への使用も禁止するものである。理論的には交差汚染を防止することになり、第1の措置より効果が高い。

しかし、この措置をとったとしても措置後に生まれた牛(born after real ban: BARB)でBSE陽性例が見つかっており、完全な汚染防止が困難であることも知られている。